

# 入札公告

## 物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成27年7月22日

東広島市長 藏田 義雄

### 1 入札に付する事項

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 庁用バス借上業務                |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-27-0008              |
| (3) 物品・委託役務内容   | 東広島市各所属からの依頼に応じてバスを運行する |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで  |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市内及び各所属が指定する場所       |
| (6) 予定価格        | 非公表                     |
| (7) 最低制限価格      | なし                      |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                  |
| (9) 入札区分        | 紙入札                     |
| (10) 契約種別       | 複数単価契約                  |

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	運搬>旅客運送
イ 法令等による登録等	道路運送法（昭和26年法律第81号）第4条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	次の全てを満たす者 (ア) 平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。 (イ) 入札書に記載した金額の積算根拠となった一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金、 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月27日中国運輸局公示第122号改正）」の別紙1に定める上限額及び下限額の範囲内であること、又は当該別紙1に定める上限額及び下限額の範囲外のものである場合は、道路運送法第9条の2第1項に基づき国土交通大臣に届け出ている範囲内であること。

### 3 その他の入札条件

- 入札書に記載する金額は、仕様書に記載する車種区分ごとに見積もった運賃単価及び各種料金単価の108分の100に相当する額に、仕様書別紙1に記載する運行時間等を予定数量として、各運賃単価及び料金単価に、それぞれ該当する予定数量を乗じて計算した額の合計（総額）とする。なお、計算方法は入札内訳書兼計算書のとおりとする。
- 落札候補者に提出を求める入札内訳書兼計算書における深夜早朝割増料金に係る割増係数の有効桁数は小数点第2位まで、その他の運賃単価及び料金単価は整数とする。
- 上記(1)及び(2)の入札条件によらない場合は、その入札書を無効とする。
- 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供）（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成27年7月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成27年7月22日～平成27年8月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成27年7月22日～平成27年7月29日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部 管財課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0908 ファックス番号 082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成27年8月3日～平成27年8月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成27年8月7日～平成27年8月10日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成27年8月11日 午前10時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求める。

5 資格要件確認資料の提出

落札候補者となった者は、資格要件確認資料を持参により提出しなければならない。  
なお、資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書	申請書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 誓約書	誓約書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
ウ 法令等による登録等を確認するための資料	2のイが確認できる書類（複写可）
エ その他	2のカ(イ)が確認できる市所定の入札内訳書兼計算書 2のカ(イ)後段に定める一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金が当該別紙1に定める上限額及び下限額の範囲以外のものに該当する場合は、道路運送法第9条の2第1項に基づき国土交通大臣に届け出ていることが確認できる書類の写し。

(2) 提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

平成27年8月12日 午後5時15分

(4) 提出先

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
総務部契約課物品役務係

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。  
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話082-420-0930

## 庁用バス借上業務仕様書

### 1 業務内容

市が実施する事業及び市職員が参加する事業等への車両提供と車両の運行業務

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

### 3 運行期間

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

※運行日数、走行時間、走行距離等については、別紙1の運行予定表のとおり

### 4 資格要件

一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可を受けている事業者

### 5 使用車両

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに別紙2により配車可能車両保有状況届を発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、受注者が提出した配車可能車両保有状況届に基づき、別紙「運行依頼書」により車種及び台数を指定するものとする。
- (3) 車両の区分は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成26年3月27日中国運輸局公示第122号。以下「公示」という。）別紙2の第1「車種区分」を適用する。
- (4) 小型車には、マイクロバスも含む。
- (5) すべての車両について、シート生地はビニールではないものとする。
- (6) 業務内容には、車両提供のほか、受注者による車両の運転も含む。

### 6 使用形態

発注者は、運行依頼日の5日前までに、別紙「運行依頼書」により受注者に運行を依頼するものとし、受注者はその依頼に応じてバス及び運転手の手配を行うこと。運行時間が9時間を超えることが予想される運行については、依頼を受け付けた後、受注者は交替運転者の要否について、発注者に承認を得ることとする。

また、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（平成20年5月12日国土交通省告示第569号。以下「運送約款」という。）第6条に規定の乗車券の発行は省略することとし、発注者からの運行依頼書を受理し、受理した旨を発注者に連絡した時点で当該運行契約は成立したものとする。運行時間が9時間を超えることが予想される運行については、交替運転者の要否について発注者が承認した時点で当該運行契約が成立したものとする。

### 7 運賃・料金

#### (1) 運賃・料金の種類について

運賃・料金の種類は、別表に示すとおりとする。

#### (2) 運賃・料金の計算方法について

ア 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者の場合

運賃	キロ制運賃		走行距離 <sup>(注)</sup>	× 契約キロ制運賃単価 (円・キロ)	= A
	時間制運賃		(走行時間 <sup>(注)</sup> +2)	× 契約時間制運賃単価 (円・時間)	= B
料金	交替運転者配置料金		走行距離	× 契約キロ制交替料金単価 (円・キロ)	= C
			走行時間	× 契約時間制交替料金単価 (円・時間)	= D
	割増料金	割増時間制運賃	該当時間 <sup>(注)</sup>	× 契約時間制割増運賃単価 (円・時間)	= E
		交替運転者配置割増料金	該当時間 <sup>(注)</sup>	× 契約時間制割増料金単価 (円・時間)	= F
小計 (A + B + C + D + E + F) = G					
消費税等の額 G × 8/100 = H (円単位未満は切り捨て)					
合計 (運行1回あたりの運賃・料金の額) = G + H					

イ 消費税等に係る免税事業者の場合

上記アにおける、Gの金額を運行1回あたりの運賃・料金の額とする。

(注)

走行距離とは、出庫から帰庫までの運行距離をいい、回送距離を含む。

走行時間とは、出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。

該当時間とは、公示別紙2第3の2(1)の深夜早朝料金の対象となる時間をいう。

(3) 運賃の適用について

公示別紙2の第2運賃の「時間・キロ併用制運賃」を適用するものとし、走行時間が3時間未満の場合には、走行時間を3時間として計算する。

(4) 時間及び距離の端数について

走行時間及び走行距離の端数については、公示別紙2第4の規定により次のとおりとする。

ア 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

イ 走行時間及び該当時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(5) 料金の適用について

ア 深夜早朝運行料金

公示別紙2の第3料金の2「(1) 深夜早朝運行料金」を適用し、契約割増料金により支払うものとする。

イ 特殊車両割増料金

特殊車両は使用車両に含めない。

ウ 交替運転者配置料金

公示別紙2の第3料金の2「(3) 交替運転者配置料金」を適用し、契約単価により支払うものとする。

8 契約金額に含まれる費用等

- (1) 運転手等の雇用及びこれに伴う一切の費用
- (2) 車両の持ち込み（借上げ）に要する費用
- (3) 燃料の購入・給油費用
- (4) 消耗品の補充・交換費用

- (5) 車両の清掃及び一般的な点検整備費用
- (6) 自動車保険料（対人対物無制限を基準とする）
- (7) 交通事故の処理に関する一切の費用
- (8) 車検、定期点検、日常点検及び自動車重量税にかかる費用
- (9) 故障、事故時の代替輸送に要する費用
- (10) その他車両の維持管理及び運行等に必要な費用

9 契約金額に含まれない費用

- (1) 有料道路通行料
- (2) 駐車料金

10 運行依頼内容の変更・中止

発注者は、受注者に運行業務を依頼した後にその内容を変更し、又は運行業務を中止する必要がある場合は、その旨を速やかに受注者に通知するものとする。

この場合において、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、前日又は当日に、発注者の都合により運行業務を中止するときは、発注者は、当該運行業務において既に履行した部分に相当する借上料（当該運行のための準備経費等）を、受注者に支払うものとする。当該支払金額については、発注者と受注者の協議においてその都度決定するものとする。前々日までの中止については適用しない。

なお、運行依頼内容の変更・中止時の取扱については、運送約款における違約料の規定に代えて、この仕様書によるものとする。

11 借上料の部分払い等

- (1) 借上料は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
10月から2月までの各月履行分	契約単価に履行数量を乗じ合計して8パーセント（取引に係る消費税及び地方消費税の額）を加算して計算した額とする。	部分払い
3月履行分		完了払い

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。なお、履行報告は、10月～2月分にあつては翌月10日までに、3月分については3月31日までに報告すること。
- (3) 運賃・料金の支払いについては、運送約款第13条第1項の規定にかかわらず、この仕様書によるものとする。

12 受注者の義務

- (1) 運転手の配置等

ア 受注者は、乗客に対する配慮を欠かさずに運行業務を行うことができる運転手を配置しなければならない。

イ 受注者は、運転手の健康管理に細心の注意を払わなければならない。

ウ 国土交通省が策定した交替運転者の配置基準を遵守すること。

- (2) 車両の整備等

受注者は、車両を常に良好な状態に維持するため点検整備を実施しなければならない。

### 13 提出書類

契約締結後、受注者は、初回の運行までに次の書類を提出すること。また、契約期間中、提出した書類の内容に変更が生じた場合は、随時提出すること。

- (1) 使用車両に係る車検証の写し
- (2) 運行業務に従事する運転手の名簿及び運転免許証の写し
- (3) 自動車保険証券の写し
- (4) 配車可能車両保有状況届（別紙2）

### 14 その他

- (1) 繁忙期等、受注者の車両が不足する場合に限り、代車（他社の車両）の使用を可とする。  
ただし、事前に代行運転承認願を提出し、発注者の承認を得ることとする。代車により運行した場合の運賃・料金は、契約単価で支払うこととし、走行時間及び走行距離については、代行した業者の営業所等、実際の発着地を基準に計算することとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。

別紙1 運行予定表

1 運行予定

	車種区分	利用人数 (人)	日数 (日)	台数 (台)	1日・1台あたり					目的地
					運行時間 (時間)	運行距離 (km)	交替運転者 運行時間 (時間)	交替運転者 運行距離 (km)	深夜早朝 運行時間 (時間)	
1	小型車	10	1	1	6	50				市内
2	大型車	30	1	1	5	20				市内
3	小型車	10	1	1	6	80				広島空港
4	小型車	10	1	1	6	80				広島空港
5	小型車	10	1	1	6	80				広島空港
6	小型車	10	1	1	6	80				広島空港
7	大型車	45	1	1	9	130				広島市
8	小型車	10	3	1	13	250	13	250		県内
9	大型車	40	1	1	8	30				市内
10	大型車	100	1	2	8	20				市内
11	大型車	150	1	3	8	20				市内
12	小型車	20	1	1	11	80				安芸高田市
13	小型車	15	1	1	11	70				広島市
14	小型車	10	1	1	11	150				大竹市
15	小型車	20	1	1	11	360			1	松山市
16	小型車	20	1	1	11	360			1	松山市
17	大型車	30	1	1	10	100				市内
18	中型車	25	1	1	10	140				広島市
19	大型車	40	1	1	6	60				市内

※運行時間：点呼点検時間（2時間）を含み、回送時間は含まない。

運行距離：回送距離は含まない。

※乗車地・降車地は、市役所とする。

2 車種別運行予定（回送は含まない）

車種区分	運行時間 (時間)	運行距離 (km)	交替運転者		深夜早朝
			運行時間	運行距離	運行時間
小型車	124	2,140			
中型車	10	140	39	750	2
大型車	78	440			
合計	212	2,720	39	750	2

3 特記事項

(1) 悪天候及びその他諸事情による運行の中止や目的地の変更、利用者の増減による車種・台数の変更等により、運行予定については変更することがある。

(2) 同日に複数件の運行を依頼することがある。

別紙2

配車可能車両保有状況届

車種区分	旅客席数	左のうち補助席	車両の長さ(m)	車両番号

(注意事項)

- 1 保有車両のうち、当業務において発注者の依頼により配車可能である車両について記載すること。
- 2 この届への記載により、当該車両を他の業務による運行に使用することを妨げるものではない。
- 3 「車種区分」とは、平成 26 年 3 月 27 日中国運輸局公示第 122 号別紙 2 の第 1 の車種区分とする。
- 4 別紙 1 「運行予定表」に記載の車両区分は予定であり、発注者は、実際の利用者の増減等に応じて、上記に記載の車両の中から使用車両を指定するものとする。
- 6 履行期間の途中において変更がある場合は、その都度発注者に届け出ること。

(別紙)

# 運 行 依 頼 書

平成 年 月 日

委託業者 様

TEL 000-000-0000

FAX 000-000-0000

東 広 島 市 長  
( 財 務 部 管 財 課 )

日 時	平成 年 月 日 ( ) : ~ :		
配車場所		配車時間	:
目的場所		到着時間	:
乗車人数	人	補助席使用	可・否
車種区分・台数	小型車: 台 / 中型車: 台 / 大型車: 台		
使用目的			
ステッカー	「有 ( )・無」※団体名等を表示するもの		
担当者	部 課 係 担当者 外線 — — 内線 ( )		
職員同乗	する・しない		
高速道路等の利用	有・無		
行き先 (行程)			

※待機を要する場合はその旨を明記すること。

## 別表

(単位：円)

種別	運賃・料金の名称		詳細	契約単価
運賃	契約キロ制運賃単価		大型車・走行1kmあたり	
			中型車・走行1kmあたり	
			小型車・走行1kmあたり	
	契約時間制運賃単価		大型車・走行1時間あたり	
			中型車・走行1時間あたり	
			小型車・走行1時間あたり	
料金	契約キロ制交替料金単価		走行1kmあたり	
	契約時間制交替料金単価		走行1時間あたり	
	割増料金	契約時間制割増運賃単価	小型車・走行1時間あたり	
		契約時間制割増料金単価	走行1時間あたり	

※契約単価には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者にあつては、消費税等を含まない。